

# 真庭非常無線通信協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、正式名称を **真庭非常無線通信協議会** (以下「協議会」という) とし、通称を **ホタル・ネットワーク** と称する。

(事務所・常置場所)

第2条 本会の事務所および社団局の常置場所は、「協議会」の会長宅に置くものとする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 営利を目的としないアマチュア無線の健全な発展を図り会員相互の友好を増進し、併せて自主防災を含めて法令内での社会貢献活動を行い、これに関わる無線技術と心構えを平素より培うものとする。

(事業運営)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。また、事業運営に関する細則を別に定めることができる。

- (1) アマチュア局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) アマチュア無線によるネットワークでの社会貢献事業
- (4) 地域の防災意識高揚のための啓発活動
- (5) その他、本協議会の目的達成のため必要な事業。

(事業年度)

第5条 本協議会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第6条 本協議会の経費および会計は、会費、寄付金及び補助金をもって当てるものとする。

## 第3章 会員

(会員の資格)

第7条 当協議会の趣旨に賛同して協力することを約し、会員登録を希望する従事者免許有資格者を会員とする。

(入会・会員区分)

第8条 本会の趣旨に賛同し、書面などによる加入意思を以て、次の(1)(2)を以て会員とする。

- (1) 参画会員：年会費は2,000円とし、総会を始め協議会の運営管理に参画する者をいう。
- (2) 協力会員：年会費等の負担はなく、協議会の災害時活動、訓練、その他の施策行事に協

力する。

#### (会員資格の喪失)

第9条 本協議会会員は、次の事由によって資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

#### (退会)

第10条 協議会会員が退会をしようとするときは、書面等により届け出るものとする。

#### (除名)

第11条 本協議会会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本協議会の事業を故意に妨害した場合。
- (2) 本協議会の名誉を毀損する行為があった場合。

2 前項の場合において、被除名者は役員会で弁明することができる。

## 第4章 議決機関

#### (総会・役員会)

第12条 本協議会の議決機関は総会および役員会とする。定時総会は必ず毎事業年度に開催しなければならない。役員会は、参与を除く全ての役員とし、必要に応じて参与の招請を会長がおこなうものとする。

- 2) 総会および役員会の議決は出席会員の過半数をもって議決とする。
- 3) 総会、役員会の成立定数は特に定めないが、会員、関係役員への告知や周知に万全を図るものとする。
- 4) 臨時総会の内、会員の過半数の要請がある場合も、会長は総会を招集しなければならない。
- 5) 役員の時定改選、定款等の改正は総会の専決事項とする。総会は参画会員で構成され、役員は参画会員の内より選任されるものとする。
- 6) 議事の運営については、会長が議長となる。

## 第5章 役員

#### (役員)

第13条 本協議会には、参画会員の中より総会で、次の役員を選出する。参与は、会長の推挙により総会で承認するものとする。

- |            |           |
|------------|-----------|
| ・ 会長 1名    | ・ 副会長 1名  |
| ・ 理事 (若干名) | ・ 事務局長 1名 |
| ・ 会計 1名    | ・ 監事 2名   |

- ・ 参与（若干名）
- 2 事務局長及び会計は会長の指名による。但し、監事は他の役職と兼務することはできない。
- 3 役員の任期は2年とする。欠員補充の場合は任期の残存期間とする。

#### （役員の仕事）

第14条 本協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して協議会の業務を統括する。また、定時総会において、事業報告、事業計画、会計報告の承認を得なければならない。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職を代行する。
- (3) 事務局長は、会の活動を記録し、運営及び執行の仕事を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計仕事を担当する
- (5) 理事は第3条の目的遂行のため、本協議会の運営に参画する。
- (6) 監事は会の会計や事業を監査し、定時総会に報告するものとする。
- (7) 参与は会の運営に関して会長の諮問に応じ、役員会等で意見を述べるができる。また、参与は、会員資格を妨げないものとする。

## 第6章 災害(非常)時の運用

#### （非常無線通信・非常通信）

第15条 平時における非常無線通信訓練を実施する場合は、協議会会員それぞれに与えられた無線局免許の範囲内で無線通信活動に参加する。

- 2 非常無線通信訓練等を実施する場合は、社団局（クラブ局）を主たる無線統制局とする。市庁舎、分庁舎内には会員局の参画による移動局を開設する。また、主たると従たるとを問わず、公的施設内へエリア統制局の開設を検討するものとする。
- 3 非常無線通信体制等の具体的運用方法については、別に定める防災マニュアルによる他、理事会にて協議し運営する。
- 4 「電波法」に定める非常通信の運用時には「無線局運用規則」及び、JARL（日本アマチュア無線連盟）の制定する「非常通信に関する規定」などに基づいて運用する。
- 5 なお、「非常通信」終了後、若しくは、非常通信に至らない状況下であっても、被災地において人命の安全や財産の保全に必要な範囲、期間においては、1項～3項に準じて被災地支援活動も想定するものとする。

#### （使用周波数帯及び電波形式）

第16条 非常無線通信及び、非常無線通信訓練をする場合の主な使用周波数帯及び電波形式は、次のとおりとする。

- 2 使用周波数帯は、HF、VHF、UHF 帯域にて、JARLの定める非常通信チャンネル及び状況対応により定めるチャンネルとする。
- 3 使用電波形式は、SSB 及び FM、アナログ 及び デジタル通信などを状況対応により

使用する。

## 第7章 広報・会員周知活動

(広報・情報共有)

第17条 広報・会務運営に関する会員への周知活動については、真庭非常無線通信協議会「ホテル・ネットワーク」のHPなどにより情報発信や情報共有に努めるものとする。

<https://kindred-spirit.main.jp/makyo/>

### 【 附 則 】

- ・平成20年7月21日 改正 (北房非常無線通信協議会より呼称変更及び社団局申請にかかる変更)
- ・平成22年5月22日 改訂 (事務所及び常置場所の変更)
- ・平成28年1月10日 改定
- ・令和4年6月18日 改訂 電波法施行規則等の関係省令や告示などの改正により 第3条、第4条(3) 第15条1項～5項を改訂。
- ・令和05年04月09日 改訂 第2、8-(1)、17条